

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第37号 発行日：平成30年4月16日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊本訴訟第24回弁論期日が開かれました！

△入廷行動の様子



平成30年3月23日午後2時から熊本地裁において、ノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟第24回期日が行われました。期日前の門前集会では、まず森正直原告団長及び寺内大介弁護団事務局長から、挨拶の言葉がありました。その後、社会民主党熊本県連合代表の今泉克己氏、水俣病闘争熊本県支援連絡会議の田中直光氏から、共に手を携えて頑張っていこうという連帯の決意が述べされました。

弁論期日では、菅一雄弁護士が、津田敏秀教授の意見書をまとめた上で、「疫学」という理論から、因果関係の推定を認めるべきことについて意見陳述を行いました。また、中島潤史弁護士が、メチル水銀曝露の立証方針について意見陳述を行いました。弁論終了後、進行協議の場が持たれました。

次回弁論期日は、平成30年7月20日(金)午後2時です。

報告集会レポート

@五福公民館ホール

第24回口頭弁論期日終了後、五福公民館ホールで報告集会が行われました。集会では、弁護団の弁護士から裁判について、ユーモアを交えつつもわかりやすい解説がありました。中村輝久弁護士からは、「原告全員がチッソのメチル水銀によって感覚障害等の症状が生まれたことをどのように『主張』するのか、木

村真也弁護士からは、この『主張』をどのような資料（共通診断書や学者の意見書などがあります！）で『証明』するのかについて説明がありました。その後、質問の場が設けられ、中村弁護士がそれぞれの原告の方からの質問に答えていました。また、弁護団に新加入した石黒大貴弁護士からは、熱意をもって原告の皆さんと突き進んでいくとの決意表明の挨拶がありました。皆さんも是非報告集会にいらしてみませんか？

東京高裁が忌避申立ての即時抗告棄却！舞台は最高裁へ！！東京訴訟

東京訴訟で鈴木正紀裁判長が第5陣原告9名の併合審理を理由もなく不当に拒否したことについて、同裁判長に対する忌避申立てが却下されたことを受けてなされた即時抗告が、東京高裁で棄却されました。弁護団は3月27日に特別抗告を行い、最高裁でこの不当な訴訟指揮を徹底的に争います！

近畿訴訟第12回弁論期日が開かれました！！

3月16日、ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟の12回目の弁論が開かれました。今回は2つの準備書面と岡山大学大学院の津田敏秀教授作成の意見書が提出されました。

法廷では、第9陣原告の白井良子（阿久根市出身）さんが「子どもの頃から転ぶことが多かったこと、バスガイドとして働き始めてその症状で苦しんできたこと、裁判で水俣病であることを認めてほしいこと」などを訴えました。



△報告集会で話す白井良子さん

原告側の片山直哉弁護士は新和町大多尾（熊本県天草市）の危険性はマスコミなどによって広くで弁護団が行った現地調査をもとに作成したパワーポイントを使って当時の集落の様子や食事状況などについて陳述しました。弁護団長の徳井義幸弁護士は、国や熊本県が「水俣病は昭和31年に公式に確認されており水俣産の魚介類

報道されており漁業従事者の家族でも魚介類の摂取は困難であった」という主張に当時の新聞報道や地元の人の証言をもとに反論しました。

とある弁護団員のヒトリゴト

あとひと月で車の初心者マークが剥がれます。裁判所に行く時は恥ずかしかったなあ。。。 (熊本弁護団：石黒大貴)

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みんなの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていない方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がない方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

【今後の予定】

6月 1日	東京訴訟第17回弁論
6月 15日	近畿訴訟第13回弁論
7月 20日	熊本訴訟第25回弁論
9月 19日	東京訴訟第18回弁論
9月 21日	近畿訴訟第14回弁論
11月 21日	東京訴訟第19回弁論

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団
〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目30-1
扇寿ビル5階 熊本共同法律事務所内 (担当 永野)
電話 096-355-5376 FAX 096-355-5378
HP <http://www.no-more-minamata.jp/>